

兵庫労働局総務部総務課人事係では、受験生の皆様への情報発信を行うために、LINE 公式アカウント及び Twitter アカウントを取得しました！

今後、LINE と Twitter による情報発信を行ってまいりますので、以下の運用方針をご理解いただける場合には、お気軽にお友達登録やフォローをお願いいたします！



: 友だち追加から以下の ID を検索していただくか、下の QR コードを読み取ってください。

アカウント名：兵庫労働局職員採用担当

ID：@017hiclo



: アカウント名でキーワード検索していただくか、下の QR コードを読み取ってフォローしてください。

アカウント名：【公式】兵庫労働局職員採用担当

ID：@28hr_saiyou



1 目的

本方針は、兵庫労働局総務部総務課人事係が行う採用活動のうち、SNSを活用した情報発信に関する事項の運用方針について定める。

2 基本方針

兵庫労働局総務部総務課人事係が作成するSNSのアカウント（以下「各アカウント」という。）では、兵庫労働局（以下「当局」という。）における労働基準監督官及び厚生労働事務官の新規職員の採用イベント情報等を配信し、当局での採用を希望する者に対するサービスの向上を図ることを目的とする。

なお、各アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、返信（リプライ）に対する返信は行わない。

意見・問い合わせは、当局ホームページの「労働局へのご意見

(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou28/hyogo-roudoukyoku-goiken>)」において受け付ける。

3 運用方法

各アカウントでは、当局総務部総務課人事係の職員が、主に次の情報を発信する。

- ・ 当局の職員（労働基準監督官及び厚生労働事務官に限る）の新規採用に関する業務説明会、官庁訪問等のイベント実施（当局主催であると否とを問わない）に関すること
- ・ 当局及び兵庫県の魅力の発信に関すること
- ・ 労働基準監督官採用試験及び国家公務員一般職採用試験に関すること
- ・ その他利用者向けサービスに関すること

4 免責事項

- （１）各アカウントの正確性については万全を期しているが、当局は利用者が各アカウントの情報をういて行う一切の行為について責任を負わない。
- （２）当局は、ユーザーにより投稿された各アカウントに対するコンテンツについて一切責任を負わない。
- （３）当局は、各アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- （４）投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは当局に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ当局に対して、著作権等行使しないことに同意したものとする。
- （５）このほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても、当局は一

切の責任を負わない。

5 利用者によるコメント等の削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当局または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく、個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 犯罪行為等を誘発または助長するもの
- (14) 同一ユーザーにより繰り返し投稿されたもの、同一内容又は内容が似通っているもの
- (15) 各SNSの利用規約に反するもの
- (16) 当局の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (17) 当局の発信する内容に関係のないもの
- (18) その他、当局が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権について

各アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為に限って、当局に無断で転載を行うことができる。また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

ただし、「無断転載を禁ずる」等の注記がある場合には、この限りではない。

7 運用方針の周知、変更等

本方針の内容は当局のホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和2年7月31日制定